

平成31年度「すくすく育児支援プラン（医員（育児支援）」募集要項

1. 趣旨：

女性医師等を対象とした育児支援の一環として、多様なライフスタイルに応えるための医員枠を設置し、多くの女性医師等が円滑に職場復帰できる環境を整え、併せて外来等担当医師の負担軽減を図ろうとするもの。（※ 女性医師等とは、女性の医師・歯科医師及び男性の医師・歯科医師をいう。）

2. 職名：短時間勤務職員（医員）

3. 職務内容：診療及び研究（時間外労働及び宿日直業務には従事しない。）

4. 申請条件：

- ①原則、小学校就学の始期に達するまでの子を持つ育児中の女性医師等で、かつ、配偶者等の育児への協力が困難である等の特別な事情があり、短時間での勤務を希望する者。
- ②所属長に時間外労働を行わずに勤務が可能である旨了承されている者

5. 定員：30名程度（約5,800万円）

6. 給与：

時給：1,516円

手当：通勤手当

7. 採用期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間のうち希望する期間

8. 勤務日数及び勤務時間数：

週あたり勤務日数は1～5日かつ週あたり勤務時間は24時間以内

（1日あたり最大7時間45分）とし、各人の事情に応じた柔軟な勤務時間とする。

9. 申請方法：

申請書に必要事項を記入のうえ、診療科等の長が署名（または記名・押印）し、総務課労務管理係あてに提出する。

10. 申請期限：平成31年1月11日（金）

11. その他：

- ・申請の状況に応じ、病院長による選考を行う場合がある。
- ・申請期限までに定員の上限に達しない場合は、申請期限後も上限に達するまで随時申請を受け付ける。
- ・申請条件、勤務時間の設定等について不明な点がある場合は、病院総務課労務管理係（内線7603）まで問い合わせ願います。

参 考

【勤務パターンの例について】

(社会保険等の加入条件により3種類を例示したもの。)

	勤務時間等	社会保険・厚生年金	雇用保険	労災保険	備 考
A	週 24 時間 ※1 日 6 時間・ 週 4 日など	加入	加入	加入	
B	週 20 時間 ※1 日 5 時間・ 週 4 日など	加入	加入	加入	
C	週 18 時間 ※1 日 6 時間・ 週 3 日など	加入不可	加入不可	加入	保険及び年金に自分で加入する必要がある

【社会保険の適用について】

すくすく育児支援プランにおいては以下の2項目が条件となる。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること。

【労働保険の適用について】

雇 用 契 約 期 間		31日未満	31日以上の雇用見込みがある	
1週間の所定労働時間		全 て	20時間未満	20時間以上
労働 保 険	労災保険	○	○	○
	雇用保険	×	×	○

○ =適用, × =適用外